

平成26年11月27日

保護者様

和歌山市立西脇中学校  
校長 北垣 有信

## インフルエンザによる出席停止の取り扱いについて

和歌山市では、医療機関で『インフルエンザ』あるいは『インフルエンザ様症状を呈するかぜ』と診断された生徒について、右の『インフルエンザによる欠席届』を提出された場合に限り、出席停止扱いとすることになっています。（この場合、『学校感染症証明書』はいりません。）この用紙をご家庭で保管していただき、**インフルエンザが完治して登校する際に、右半分を担当に提出してください。**（用紙は学校にも備えておりますので、紛失された場合はお申し出ください。）

なお、これは『インフルエンザ』のみに適用されるものであり、他の学校伝染病につきましては、従来通り、完治された場合は『学校感染症証明書』を提出してから登校するようにしてください。

\* インフルエンザ様症状とは……

**（38度以上の発熱 + 鼻汁もしくは鼻閉、咽頭痛、咳のうち1つの症状）** のことです

**インフルエンザの出席停止期間は、『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで』です。**

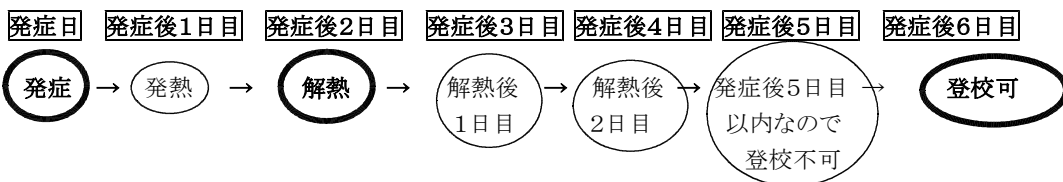
### 【日数の数え方】

発症日（急な発熱等で病院に行く日であろう日）を0日目とします。したがって、[1日目]とは、発症日の翌日のことです。

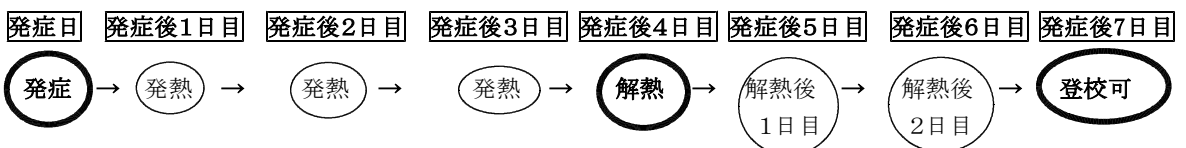
2日目に解熱しても『発症した後5日を経過するまで』は出席停止です。

4日目に解熱したら『かつ、解熱した後2日を経過するまで』、つまり6日目まで出席停止です。

#### ★例1) 発症後2日目に解熱した場合



#### ★例2) 発症後4日目に解熱した場合



# インフルエンザによる欠席届

\_\_\_\_年 \_\_\_\_組 氏名 \_\_\_\_\_ は

\_\_\_\_月 \_\_\_\_日に \_\_\_\_\_ 医院(病院)で

インフルエンザ・インフルエンザ様かぜと診断され、

\_\_\_\_月 \_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_月 \_\_\_\_日まで欠席しましたので

お届けします。

【参考までに症状をお聞かせください。】

学校長様

平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

保護者名

印